

# 福島県高齢者支えあい コミュニティ支援事業 募集について

募集期間 平成28年4月11日（月）～5月10日（火）（必着）



福島県保健福祉部高齢福祉課

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号（西庁舎7階）

**さあ、明るく楽しく元気良い町内会活動に参加しましょう。**

**高齢者が主役のコミュニティづくりを始めませんか。**

**1 福島県高齢者支え合いコミュニティ支援事業とは**

町内会等において、高齢者が主体となって住民間の交流、高齢者の生活支援、見守り活動などのコミュニティづくりなどの取組を支援するため、活動に必要な経費を補助する事業です。

**2 事業の内容**

**(1) 対象事業**

**ア 募集事業**

(ア) 町内会等において高齢者自身が主体的に参画する健康づくり、見守り、住民間の交流、住民の助け合いなどの地域コミュニティづくりにつなげる活動。

例) a 住民間の交流（世代間交流会開催、交流カフェ運営、町内会情報誌の作成等）

b 見守り活動（訪問活動、児童登下校時の見守り等）

c 健康づくり活動（健康増進運動、介護予防等）

d 生活支援（買物支援、配食、送迎等）

e 地域づくり活動（防火、防犯活動等）

f その他町内会等でコミュニティづくりに資する活動などに自主的に取り組む活動

**募集事業の具体的な例（町内会での高齢者が中心となって活動する例）**

**a 住民間の交流**

**(a) 交流スペースの運営**

高齢者をはじめ、誰でも気楽に集まることができるサロンの運営。

**(b) 広報誌の発行**

コミュニティ交流手段のための町内の話題を掲載する広報誌の発行。

**(c) 社会参加**

料理、裁縫、音楽、運動等の活動を通じた社会参加の推進。

## **b 見守り活動**

### **(a) 高齢者の見守り活動**

単身高齢者世帯や高齢者夫婦世帯等への定期的な巡回訪問や相談等。

### **(b) 児童・生徒の登下校時見守り活動**

児童・生徒の登下校時の見守り。

### **(c) 防火・防犯の見守り活動**

町内の防火・防犯等の見守り。

## **c 健康づくり活動**

認知症予防、健康・料理、パソコンなど勉強会の開催

健康チェックや体力づくり、健康づくり、趣味講座の運営等。

## **d 生活支援**

### **(a) 生活支援活動**

高齢者世帯のゴミ出し、清掃、配食、家屋の修繕、庭木の剪定・片付け・掃除、買い物や通院等の付添、買い物代行、電球交換など

### **(b) 移動支援**

高齢者等の通院、買い物、社会参加などの際のサポート

## **e 地域づくり活動**

地域の課題解決のための町内会員による学習会の立ち上げ等。

## **イ 要件**

募集事業は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (ア) 町内会等活動のモデルとして、県内に拡げられる取組であること。
- (イ) 県からの支援終了後も継続して実施する見込みがあること。
- (ウ) 他の補助金等の交付を受けていない、又は受ける予定のないこと。
- (エ) 県の会議等に参加し、活動内容を発表又は報告すること。

## **(2) 対象団体**

対象事業に取り組む町内会等とします。法人格の有無は問いません。

### (3) 対象経費

対象事業の立ち上げ、取組等に要する報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料。

#### 対象経費の具体的な例

サロン開設又は運営のための経費  
先進的な取組を行う町内会等の調査に係る経費  
町内会情報誌の作成費  
イベント等運営の消耗品費、通信費  
活動等のユニフォーム など

### (4) 対象期間

事業決定の日から当該日の属する年度の3月31日までとする。

### (5) 県の支援

県は対象団体に対し、次の支援を行う。

アドバイザー派遣、先進事例の紹介、事業報告会の開催等

## 3 補助金の額等

補助金額は、1事業50万円以内で1回限り。

## 4 応募方法等

### (1) 応募者

対象団体となる町内会等

### (2) 応募書類

- 事業提案書（別紙様式のとおり）
- その他参考資料（団体の概要、パンフ等）

様式は、福島県高齢福祉課長寿社会対策のホームページからダウンロードできます。

※ 国からの補助であるため、応募後に提出する書類を作成していただきます。詳細は、改めてお知らせします。

### (3) 応募期間

平成28年4月11日～平成28年5月10日（必着）

#### (4) 提出方法

応募書類 1 部を持参又は郵送で提出してください。

応募書類は返却しません。

##### 応募書類提出先

福島県高齢福祉課長寿社会担当

〒960-8670 福島市杉妻町 2 番 16 号

#### 5 選定

(1) 応募者から提出された事業計画書等に基づき、本事業の目的に沿った、モデル事業としての適否について審査し、4 団体を選定します。結果については、応募者あてに通知します。

(2) 採択された事業は、事業実施において条件等を付す場合があります。

(3) 事務手続きは、別途お知らせします。

#### 6 取組結果の発表

採択された事業については、取組結果を発表していただくとともに、県のホームページで活動内容を紹介します。

別紙様式

事業提案書

町内会等名 (所在市町村)	( )
事務担当者 連絡先住所 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 所属先	氏名 TEL FAX E-mail 〒
事業種類 (該当する部分を○で囲んでください。)	
a 住民間の交流 b 見守り活動 c 健康づくり活動 d 生活支援 e 地域づくり活動	
内容 (箇条書きで具体的に記入してください。)	
1	
2	
3	
4	
総事業費	円
補助対象経費 (A)	円
事業立ち上げ時期	(予定時期) 年 月
事業のスケジュール及び活動内容	

収支計画

年度（ 月 日 ～ 月 日 ）

収入の部

費 目 等	金額（円）	経費内訳	備考
合 計			

支出の部

費 目 等	金額（円）	経費内訳	備考
合 計			

注 用紙の大きさは、A列4番とすること。



# 福島県

## 問い合わせ先

福島県高齢福祉課長寿社会担当

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号

電話 024-521-7163 FAX 024-521-7985

Email : [koureifukushi@pref.fukushima.lg.jp](mailto:koureifukushi@pref.fukushima.lg.jp)